

○長崎大学大学院総合生産科学研究科規程

令和6年4月1日

総合生産科学研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院総合生産科学研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本研究科の目的)

第2条 本研究科は、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース)

第3条 本研究科に置く専攻、課程、履修コース及び分野は、次のとおりとする。

専攻	課程	履修コース	分野
総合生産科学専攻	博士前期課程	共生システム科学コース	水産生物資源分野 化学・物質科学分野 環境レジリエンス分野 スマートシティデザイン分野 電気・機械システム分野 情報データ科学分野
		海洋未来科学コース	—
		水環境科学コース	—
	博士後期課程	共生システム科学コース	環境海洋資源学分野 化学・物質科学分野 工学・情報データ科学分野
		海洋未来科学コース	—
		水環境科学コース	—
	博士課程（5年一貫制）	グリーンシステム科学コース	—

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

(教育方法等)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 総合生産科学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。）を定める。

(授業科目、単位数及び標準履修年次)

第6条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 博士課程（5年一貫制）における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

4 前3項に定めるもののほか、研究科長が必要と認めたときは、教授会において審議し、臨時に授業科目を開設することがある。

(履修方法等)

第7条 博士前期課程の学生は、別表第1に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別表第2に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、15単位以上を修得しなければならない。

3 博士課程（5年一貫制）の学生は、別表第3に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、45単位以上修得しなければならない。ただし、中間評価に合格しなければ、第3年次以上を標準履修年次とする授業科目を履修することができない。

4 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

5 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

6 第3項及び第9条の中間評価に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期課程の学生の履修方法の特例)

第8条 博士前期課程の学生で、学則第18条第2項ただし書きの可能性がある場合又は留学する場合、かつ、指導教員が教育上有益と認めた場合は、研究科長の承認を得て、第1年次において、標準履修年次を第2年次とする授業科目を履修することができる。

(博士課程（5年一貫制）の学生の履修方法の特例)

第9条 博士課程（5年一貫制）の学生で、中間評価に合格した者のうち、成績等が優れており、かつ、指導教員が教育上有益と認めた場合は、研究科長の承認を得て、当該年次より上位の標準履修年次の授業科目を履修することができる。

(履修科目の登録)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する場合においては、前項の指定の期日を超えて履修の登録をすることができる。

(考查及び単位の授与)

第11条 授業科目を履修した学生に対しては、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考查は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

- 3 授業科目の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	学修の特に高い効果が認められ、傑出した成績である。
	89～80点	A	学修の高い効果が認められ、優れた成績である。
	79～70点	B	学修の効果が十分に認められる。
	69～60点	C	到達目標を満たす最低限の学修の効果が認められる。
不合格	59点以下	D	到達目標を満たしておらず、合格基準に達していない。

(追試験及び再試験)

第12条 学生が、病気、忌引その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

- 2 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(他の研究科又は学環及び他の大学院における履修等)

第13条 学則第15条から第15条の3までの規定により、学生が他の研究科又は学環及び他の大学院において履修した授業科目及び修得した単位並びに他の大学院において編成する特別の課程における学修は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては両課程を合わせて15単位（うち博士後期課程は6単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあつては12単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第15条の4の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては両課程を合わせて15単位（うち博士後期課程は6単位以内）を限度とし、博士課程（5年一貫制）にあつては12単位を限度として、入学後に本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。この場合において、当該単位数は、前条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。ただし、長崎大学情報データ科学部規程（令和2年情報データ科学部規程第1号）第16条の2及び長崎大学工学部規程（平成16年工学部規程第1号）第15条の2の規定により履修した授業科目及び修得した単位にあつては、4単位を限度とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第15条 学則第15条の4の規定により入学前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本研究科の博士前期課程又は博士課程（5年一貫制）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程（博士前期課程を含む。以下この項において同じ。）を修了した者が博士課程（5年一貫制）に入学し、修士課程における在学期間を博士課程（5年一貫制）での在学期間に含める場合については適用しない。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(転入学、再入学等)

第17条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(進学)

第18条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別入試)

第19条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、博士後期課程にあつては学則第25条に規定する入学資格を、博士課程（5年一貫制）にあつては学則第26条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査（以下「特別入試」という。）を行い、選考することができる。

2 前項の特別入試について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第20条 社会人の特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第21条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第22条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第23条 博士前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第7条第2項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

3 博士課程（5年一貫制）の最終試験は、第7条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第24条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 博士課程（5年一貫制）の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第25条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程（5年一貫制）を修了した者には博士の学位を学位規則の定めるところにより授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位授与は、博士課程（5年一貫制）に入学し、中間評価に合格し、かつ、退学する者のうち、学則第18条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たしたものに対しても行うことができる。

3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては学術、情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとし、博士課程（5年一貫制）にあつては情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとする。

4 第2項の学位に付記する専攻分野の名称は、情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとする。

(科目等履修生)

第26条 本研究科の学生以外の者で、本研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、教授会において審議し、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第27条 本研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第28条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第29条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(教員免許状)

第30条 博士前期課程において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

(補則)

第31条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第7条関係）

博士前期課程の授業科目、単位数及び標準履修年次

1 共生システム科学コース

科目区分	分野	授業科目	単位		標準履修年次
			必修	選択	
共通科目群（共通科目）		研究倫理		1	1
		知的財産特論		1	1
		知財戦略特論		1	1
		アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
		技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
		サービスクリエーションA		1	1・2
		サービスクリエーションB		1	1・2

共修科目 群（分野 提供共修 科目）		半導体マニファクチャリング総論		1	1
		医工連携A：先端医用理工学		1	1
		医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
		マイクロデバイス総論		1	1・2
		プログラマブル集積回路総論		1	1・2
		東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
		機器分析応用		1	1
		レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
		レジリエントな地域をつくる		1	1
		スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
		機械応用		1	1
		電気電子応用		1	1
		水環境工学A		1	1
		水環境工学B		1	1
		陸水圏環境科学概論		1	1
		海洋環境科学概論		1	1
		グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インター ンシッ プ・P B L 演習		サイバネティクス演習		2	1
		特別乗船実習		2	1
		国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
		国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
		地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
		地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
		インターンシップ		1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
		地域連携P B L 演習		1	1・2
分野専門	水産生	環境人間社会学特講		1	1・2

科目	物資源 分野	環境法学政策学特講		1	1・2
		環境経済政策学特講		1	1・2
		環境計画学特講		1	1・2
		地球環境学特講		1	1・2
		環境技術学特講		1	1・2
		生物多様性学特講		1	1・2
		生体影響学特講		1	1・2
		東シナ海の自然誌 I		2	1・2
		海洋開発産業概論		2	1・2
	化学・ 物質科 学分野	界面・コロイド化学特論		2	1・2
		現代有機化学特論		2	1・2
		現代錯体化学特論		2	1・2
		現代電気化学特論		2	1・2
		固体物理学特論		2	1・2
		金属組織学特論		2	1・2
		現代生物化学特論		2	1・2
		現代無機材料化学特論		2	1・2
	環境レ ジリエ ンス分 野	住環境・地域計画特論		2	1
		複合構造工学特論		2	1
		構造設計学特論		2	1
		地盤工学特論		2	1
		水環境システム工学特論		2	1
		空間情報処理特論		2	1
		海外プロジェクトマネジメント		2	1
		社会基盤構造解析学特論		2	1
		環境人間社会学特講		1	1・2
		環境法学政策学特講		1	1・2
		環境経済政策学特講		1	1・2
		環境計画学特講		1	1・2
		地球環境学特講		1	1・2
		環境技術学特講		1	1・2
		生物多様性学特講		1	1・2
		生体影響学特講		1	1・2
		東シナ海の自然誌 I		2	1・2
		海洋開発産業概論		2	1・2

	スマー トシテ ィデザ イン分 野	耐震工学特論		2	1
		複合構造工学特論		2	1
		構造設計学特論		2	1
		基礎弾性学特論		1	1
		システム工学特論		1	1
		流体力学特論		1	1
		熱力学特論		1	1
		航空機構造力学特論		2	1
		住環境・地域計画特論		2	1
		地盤工学特論		2	1
		社会基盤構造解析学特論		2	1
		海外プロジェクトマネジメント		2	1
	電気・ 機械シ ステム 分野	生産工学特論		1	1
		基礎弾性学特論		1	1
		システム工学特論		1	1
		流体力学特論		1	1
		熱力学特論		1	1
		電気回路特論		2	1
		電気磁気学特論		2	1
		電気電子数学特論		2	1
	情報デ ータ科 学分野	情報数学特論		2	1・2
		パターン処理工学特論		2	1・2
		デザイン思考特論		2	1・2
		マルチメディア情報処理特論		2	1・2
		Web情報アーキテクチャ特論		2	1・2
		デザイン情報学特論		2	1・2
		機械学習特論		2	1・2
		医療情報統計学特論		2	1・2
		生物生産情報解析特論		2	1・2
		ゲノム情報解析特論		2	1・2
		ビッグデータ解析特論		2	1・2
		統計的因果推論特論		2	1・2
		スマートモビリティ特論		2	1・2
		マーケティングサイエンス特論		2	1・2
高度専門	水産生	漁場システム論		2	1

科目	物資源 分野	航海情報学		2	1
		漁船情報学		2	1
		漁業管理学特論		2	1
		漁具学特論		2	1
		水産経済学特論		2	1
		水産物市場特論		2	1
		海洋流体力学		2	1・2
		魚類学特論		2	1
		海洋基礎生産論		2	1
		資源生物学		2	1
		底生生態学		2	1
		資源生物環境学		2	1
		原生動物生態学		2	1
		漁業科学特論Ⅰ		2	1
		漁業科学特論Ⅱ		2	1
		海洋生物地球化学		2	1
		生体高分子機能学		2	1
		細胞機能学		2	1
		生物化学特論Ⅰ		2	1・2
		生物化学特論Ⅱ		2	1・2
		海洋植物機能論		2	1
		水族病理学Ⅰ		2	1
		水族病理学Ⅱ		2	1
		生物環境学特論		2	1
		海洋生物汚損対策論		2	1
		水産飼料学特論		2	1・2
		食品衛生学特論Ⅰ		2	1
		食品衛生学特論Ⅱ		2	1
		微生物学特論Ⅰ		2	1
		微生物学特論Ⅱ		2	1
		栄養学特論Ⅰ		2	1
		栄養学特論Ⅱ		2	1
		水産食品学特論		2	1
	化学・ 物質科	固体表面化学特論		2	1・2
		高分子機能物性化学特論		2	1・2

	学分野	無機反応化学特論		2	1・2
		ナノ分析化学特論		2	1・2
		光化学特論		2	1・2
		セラミック材料特論		2	1・2
		有機合成戦略特論		2	1・2
		細胞機能分子メカニズム特論		2	1・2
		生体高分子機能学		2	1
		生物化学特論Ⅰ		2	1・2
		生物化学特論Ⅱ		2	1・2
	環境レ ジリエ ンス分 野	コンクリート工学特論		2	1
		構造振動工学特論		2	1
		都市・地域計画学特論		2	1
		インフラ維持管理・更新・マネジメント 技術		2	1
		Maintenance and Management of Civil Infrastructures		3	1
		リモートセンシング特論		2	1
		地圏環境工学特論		2	1
		信頼性設計法特論		2	1
		維持管理工学特論		2	1
		循環型社会工学特論		2	1
		環境水理学特論		2	1
		グリーン環境先端技術特論		2	1・2
		環境人間学特講Ⅰ		1	1・2
		環境人間学特講Ⅱ		1	1・2
		環境人間学特講Ⅲ		1	1・2
		環境人間学特講Ⅳ		1	1・2
		環境社会学特講Ⅰ		1	1・2
		環境社会学特講Ⅱ		1	1・2
		地域環境政策学特講Ⅰ		1	1・2
		地域環境政策学特講Ⅱ		1	1・2
		環境地域社会学特講Ⅰ		1	1・2
		環境地域社会学特講Ⅱ		1	1・2
		環境政策学特講Ⅰ		1	1・2
		環境政策学特講Ⅱ		1	1・2

		環境政策学特講Ⅲ		1	1・2
		環境政策学特講Ⅳ		1	1・2
		環境計画学特講Ⅰ		1	1・2
		環境計画学特講Ⅱ		1	1・2
		環境計画学特講Ⅲ		1	1・2
		環境計画学特講Ⅳ		1	1・2
		環境法学特講Ⅰ		1	1・2
		環境法学特講Ⅱ		1	1・2
		環境経済学特講Ⅰ		1	1・2
		環境経済学特講Ⅱ		1	1・2
		地球環境学特講Ⅰ		1	1・2
		地球環境学特講Ⅱ		1	1・2
		地球環境学特講Ⅲ		1	1・2
		地球環境学特講Ⅳ		1	1・2
		生物多様性学特講Ⅰ		1	1・2
		生物多様性学特講Ⅱ		1	1・2
		生物多様性学特講Ⅲ		1	1・2
		生物多様性学特講Ⅳ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅰ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅱ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅲ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅳ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅴ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅵ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅰ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅱ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅲ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅳ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅴ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅵ		1	1・2
	スマー トシテ ィデザ イン分 野	応用弾性学特論		1	1・2
		材料科学特論		1	1・2
		材料強度学特論		1	1・2
		制御工学特論		1	1・2
		コンクリート工学特論		2	1

		居住環境評価学特論		2	1
		構造振動工学特論		2	1
		R C 構造設計演習		2	1
		都市・地域計画学特論		2	1
		地圏環境工学特論		2	1
		信頼性設計法特論		2	1
		インフラ維持管理・更新・マネジメント 技術		2	1
		鋼構造設計演習		2	1
		建築インターンシップ		6	1・2
	電気・ 機械シ ステム 分野	バイオロボティクス特論		1	1・2
		応用弾性学特論		1	1・2
		材料科学特論		1	1・2
		材料強度学特論		1	1・2
		トライボロジー特論		1	1・2
		制御工学特論		1	1・2
		機械要素設計特論		1	1・2
		メカトロニクス特論		1	1・2
		機械計測特論		1	1・2
		知能機械制御特論		1	1・2
		流体機械特論		1	1・2
		伝熱学・冷凍空調工学特論		1	1・2
		原子力工学特論		1	1・2
		流体熱物性工学		1	1・2
		放電・高電圧工学特論		2	1
		電力・エネルギー工学特論		2	1
		パワーエレクトロニクス特論		2	1
		電気システム制御特論		2	1
		電力制御応用特論		2	1
		情報処理回路特論		2	1
		アナログ電子回路特論		2	1
		半導体・光デバイス特論		2	1
		電子物性特論		2	1
		プラズマエレクトロニクス特論		2	1
		電磁波応用特論		2	1

		アンテナ工学特論		2	1
		電磁理論特論		2	1
		伝送線路工学特論		2	1
		電磁材料特論		2	1
		電気機器特論		2	1
		光エレクトロニクス工学		2	1
	情報データ科学分野	情報セキュリティ特論		2	1・2
		空間情報解析特論		2	1・2
		並行システム特論		2	1・2
		情報処理工学特論		2	1・2
		画像情報処理特論		2	1・2
		並列コンピューティング特論		2	1・2
		高臨場感メディア特論		2	1・2
		応用データ解析特論		2	1・2
総合演習		総合演習	2		1
特別研究Ⅰ		特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ		特別研究Ⅱ	6		2

2 海洋未来科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群（共通科目）	研究倫理		1	1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群（分野提供共修科目）	半導体マニファクチャリング総論		1	1
	医工連携A：先端医用理工学		1	1
	医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	プログラマブル集積回路総論		1	1・2
	東シナ海其自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1

	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1
	電気電子応用		1	1
	水環境工学A		1	1
	水環境工学B		1	1
	陸水圏環境科学概論		1	1
	海洋環境科学概論		1	1
	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・ P B L 演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域連携P B L 演習		1	1・2
分野専門科目	海洋開発産業概論		2	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅰ		2	1・2
	海洋応用技術特講		1	1・2
	海洋産業特別実習		1	1・2
	海洋フィールド実習		1	1・2
高度専門科目	海洋生物計測論		2	1・2
	水産統計学特論		2	1
	海洋動物機能論		2	1・2
	海洋環境生理学		2	1

	生殖生理学		2	1
	分子栄養学		2	1
	海洋オムニバス（海を知る）A 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を知る）A 2		1	1・2
	海洋オムニバス（海を利用する）B 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を利用する）B 2		1	1・2
	海洋オムニバス（海を守る）C 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を守る）C 2		1	1・2
総合演習	総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2

3 水環境科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群（共通科目）	研究倫理		1	1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群（分野提供共修科目）	半導体マニファクチャリング総論		1	1
	医工連携A：先端医用理工学		1	1
	医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	プログラマブル集積回路総論		1	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1
	電気電子応用		1	1
	水環境工学A	1		1

	水環境工学B	1		1
	陸水圏環境科学概論	1		1
	海洋環境科学概論	1		1
	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・ P B L 演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域連携P B L 演習		1	1・2
分野専門科目	モンスーン域大気科学		2	1・2
	大陸棚地球科学		2	1・2
	付着生物生態学		2	1・2
	環境流体学		2	1・2
	生物地球化学		2	1・2
	環境社会科学		2	1
高度専門科目	水処理プロセス制御学特論		2	1
	水環境生物処理工学特論演習		3	1
	膜分離工学		3	1
	水圏モデル解析演習		1	1
	水環境解析特論		2	1
	水環境物質変換学特論		2	1
	環境観測・分析演習		1	1
総合演習	総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1

特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2
-------	-------	---	--	---

別表第2（第6条，第7条関係）

博士後期課程の授業科目，単位数及び標準履修年次

1 共生システム科学コース

科目区分	分野	授業科目	単位		標準履修年次
			必修	選択	
アントレプレナーシップ		イノベーション論		1	1・2・3
		グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
		組織マネジメント実践		1	1・2・3
		セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践科目		研究英語コミュニケーション講座		1	1
		スーパーコンピューテーション特論		1	1・2・3
最先端専門科目	環境海洋資源学分野	漁船漁法工学		2	1・2・3
		漁船船型学特論		2	1・2・3
		漁業生産システム設計学		2	1・2・3
		海洋生物環境学		2	1・2・3
		海洋生物汚損対策特論		2	1・2・3
		海洋微生物生態学		2	1・2・3
		沿岸底生生態学		2	1・2・3
		海洋浮游生物学		2	1・2・3
		水族病理学		2	1・2・3
		栽培漁業論		2	1・2・3
		海洋生物生体防御論		2	1・2・3
		分子細胞生物学		2	1・2・3
		生体高分子化学		2	1・2・3
		細胞機能生化学		2	1・2・3
		水産無脊椎動物学特論		2	1・2・3
		海洋植物資源学Ⅰ		2	1・2・3
		水族情報学		2	1・2・3
		水産経営管理学		2	1・2・3
		水産資源社会学		2	1・2・3
		生物栄養化学特論		2	1・2・3
		魚類生態学特論		2	1・2・3
		海洋生物栄養学		2	1・2・3
		水産食品化学		2	1・2・3

	水産衛生化学	2	1・2・3
	水族毒性学	2	1・2・3
	水圏生物環境学特論	2	1・2・3
	高分子機能生化学特論	2	1・2・3
	サンゴ礁生態系保全学	2	1・2・3
	亜熱帯海洋動物分布生態学	2	1・2・3
	生元素循環学	2	1・2・3
	海洋資源生物学	2	1・2・3
	水産資源動態学	2	1・2・3
	水産統計学	2	1・2・3
	生物機能生化学	2	1・2・3
	共生微生物学	2	1・2・3
	環境地下水学特論	2	1・2・3
	エネルギー資源学特論	2	1・2・3
	堆積岩地球環境解析学特論	2	1・2・3
	地震・火山学特論	2	1・2・3
	環境生物化学特論	2	1・2・3
	環境化学特論	2	1・2・3
	微量環境分析化学特論	2	1・2・3
	生殖生理学特論	2	1・2・3
	陸域生物環境学特論	2	1・2・3
	保全生態学特論	2	1・2・3
	環境毒性学特論	2	1・2・3
	動物生態学特論	2	1・2・3
	環境哲学特論	2	1・2・3
	人間生活環境学特論	2	1・2・3
	環境政策学特論	2	1・2・3
	環境経済学特論	2	1・2・3
	環境マネジメント学特論	2	1・2・3
	地域環境政策学特論	2	1・2・3
	環境リスク政策学特論	2	1・2・3
	環境観光学特論	2	1・2・3
	環境計画学特論	2	1・2・3
	森林環境学特論	2	1・2・3
	地域計画学特論	2	1・2・3

		地域社会学特論		2	1・2・3
		環境法学特論		2	1・2・3
		海洋システム解析学		2	1・2・3
		海洋環境流体力学		2	1・2・3
		海洋測位学		2	1・2・3
		海洋生物学特論		2	1・2・3
		資源循環生物学特論		2	1・2・3
		地域環境計測学特論		2	1・2・3
		大気環境学特論		2	1・2・3
		環境生理学特論		2	1・2・3
		共生持続社会学特論		2	1・2・3
		国際環境政策学特論		2	1・2・3
		グリーンケミストリー特論		2	1・2・3
	化学・ 物質科 学分野	機能材料化学特論		2	1・2・3
		界面物性学特論		2	1・2・3
		高次構造材料学特論		2	1・2・3
		無機複合物性学		2	1・2・3
		材料組織物性学特論		2	1・2・3
		結晶物理学特論		2	1・2・3
		精密無機材料設計学		2	1・2・3
		精密合成化学特論		2	1・2・3
		物質変換触媒化学		2	1・2・3
		応用錯体化学特論		2	1・2・3
		無機変換化学特論		2	1・2・3
		先端分光計測特論		2	1・2・3
		分子組織科学特論		2	1・2・3
		界面機能科学特論		2	1・2・3
		先端高分子科学特論		2	1・2・3
		生体高分子化学特論		2	1・2・3
		細胞機能生化学特論		2	1・2・3
		生体関連物質化学特論		2	1・2・3
		高分子機能生化学特論		2	1・2・3
		グリーンケミストリー特論		2	1・2・3
		生体高分子化学		2	1・2・3
		海洋生物学特論		2	1・2・3

工学・ 情報デ ータ科 学分野	ロボティクス特論		2	1・2・3
	人間機械システム工学特論		2	1・2・3
	破壊解析学		2	1・2・3
	トライボ損傷評価学		2	1・2・3
	超精密加工・計測学特論		2	1・2・3
	熱流体光計測学		2	1・2・3
	熱物質移動特論		2	1・2・3
	熱物質変換基礎学		2	1・2・3
	多成分系熱力学特論		2	1・2・3
	応用材料強度学 I		2	1・2・3
	光エレクトロニクス特論		2	1・2・3
	電磁界解析特論		2	1・2・3
	応用アンテナ工学特論		2	1・2・3
	応用電磁波工学特論		2	1・2・3
	非線形電子回路・システム特論		2	1・2・3
	プラズマ機能科学特論		2	1・2・3
	マグネティクス特論		2	1・2・3
	マグネティクス応用特論		2	1・2・3
	電気駆動システム設計特論		2	1・2・3
	電力変換システム制御特論		2	1・2・3
	電磁エネルギー放射・伝送特論		2	1・2・3
	電気エネルギーシステム特論		2	1・2・3
	電気―機械エネルギー変換特論		2	1・2・3
	アナログ集積回路特論		2	1・2・3
	数値最適化応用特論		2	1・2・3
	マルチメディア応用特論		2	1・2・3
	コンピュータアーキテクチャ応用特論		2	1・2・3
	画像応用システム特論		2	1・2・3
	情報数学応用特論		2	1・2・3
	デザイン情報学応用特論		2	1・2・3
	Web 情報アーキテクチャ応用特論		2	1・2・3
	情報セキュリティ応用特論		2	1・2・3
	ジオインフォマティクス特論		2	1・2・3
	推論システム特論		2	1・2・3
	複合現実情報処理特論		2	1・2・3

		バーチャルリアリティ応用特論		2	1・2・3
		センシングデータ分析応用特論		2	1・2・3
		マーケティングサイエンス応用特論		2	1・2・3
		視覚情報処理特論		2	1・2・3
		医療情報統計学応用特論		2	1・2・3
		生物生産情報解析応用特論		2	1・2・3
		機械学習応用特論		2	1・2・3
		ノンパラメトリックデータ解析特論		2	1・2・3
		スマートシティ創成特論		2	1・2・3
		統計的因果推論応用特論		2	1・2・3
		ゲノム情報解析応用特論		2	1・2・3
		維持管理システム学特論		2	1・2・3
		複合構造学特論		2	1・2・3
		持続的居住計画論		2	1・2・3
		建築環境計画論		2	1・2・3
		コンクリート材料学特論		2	1・2・3
		空力弾性学特論		2	1・2・3
		社会基盤計画特論		2	1・2・3
		地圏環境工学		2	1・2・3
		地盤解析工学特論		2	1・2・3
		地盤防災工学特論		2	1・2・3
		鋼構造維持管理学		2	1・2・3
		土木遠隔計測学		2	1・2・3
		構造振動解析特論		2	1・2・3
		水環境制御特論		2	1・2・3
		環境設計学特論		2	1・2・3
		景観デザイン特論		2	1・2・3
学外研 究・実習		海洋環境資源学学外実習（乗船実習） ☆	1		1・2・3
		特別学外研究（インターンシップ） ☆	1		1・2
特別講義		総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習		総合生産科学特別演習	2		1・2・3

（注） 授業科目名の直後の☆は、選択必修科目を表す。

2 海洋未来科学コース

科目区分	授業科目	単位	標準履修年次
------	------	----	--------

		必修	選択	
アントレプレナーシップ	イノベーション論		1	1・2・3
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
	組織マネジメント実践		1	1・2・3
	セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践科目	研究英語コミュニケーション講座		1	1
	スーパーコンピューターション特論		1	1・2・3
最先端専門科目	ロボティクス特論		2	1・2・3
	熱流体光計測学		2	1・2・3
	熱物質移動特論		2	1・2・3
	地盤解析工学特論		2	1・2・3
	応用アンテナ工学特論		2	1・2・3
	電気駆動システム設計特論		2	1・2・3
	電力変換システム制御特論		2	1・2・3
	精密合成化学特論		2	1・2・3
	先端分光計測特論		2	1・2・3
	先端高分子科学特論		2	1・2・3
	海洋生物流体力学特論		2	1・2・3
	水族内分泌学		2	1・2・3
	海洋植物資源学Ⅱ		2	1・2・3
	海洋生体関連物質化学特論		2	1・2・3
学外研究・実習	海洋環境資源学学外実習(乗船実習) ☆	1		1・2・3
	特別学外研究(インターンシップ) ☆	1		1・2
特別講義	総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習	総合生産科学特別演習	2		1・2・3

(注) 授業科目名の直後の☆は、選択必修科目を表す。

3 水環境科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
アントレプレナーシップ	イノベーション論		1	1・2・3
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
	組織マネジメント実践		1	1・2・3
	セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践科目	国際機関共同研究		1	1
最先端専門科目	高度膜分離技術特論		2	1

	環境プロセス工学特論		2	1
	国際水処理工学特論		2	1
	水再生技術特論		2	1
	水処理整備計画特論		2	1
	界面物性学特論		2	1・2・3
	環境流体力学		2	1・2
学外研究・実習	海洋環境資源学学外実習(乗船実習) ☆	1		1・2・3
	特別学外研究(インターンシップ) ☆	1		1・2
特別講義	総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習	総合生産科学特別演習	2		1・2・3

(注) 授業科目名の直後の☆は、選択必修科目を表す。

別表第3 (第6条, 第7条関係)

博士課程(5年一貫制)の授業科目、単位数及び標準履修年次

グリーンシステム科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群(共通科目)	研究倫理	1		1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群(分野提供共修科目)	半導体マニファクチャリング総論		1	1
	医工連携A:先端医用理工学		1	1
	医工連携B:先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	プログラマブル集積回路総論		1	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1

	電気電子応用		1	1
	水環境工学A		1	1
	水環境工学B		1	1
	陸水圏環境科学概論		1	1
	海洋環境科学概論		1	1
	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・ P B L 演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習 I		1	1・2
	国際水産科学演習 II		1	1・2
	地域水産科学演習 I		1	1・2
	地域水産科学演習 II		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習 I		1	1・2
	国際フィールド先進演習 II		1	1・2
	国際フィールド先進演習 III		1	1・2
	国際フィールド先進演習 IV		1	1・2
	地域フィールド先進演習 I		1	1・2
	地域フィールド先進演習 II		1	1・2
	地域フィールド先進演習 III		1	1・2
	地域フィールド先進演習 IV		1	1・2
	地域連携 P B L 演習		1	1・2
国際実践科目 I	Cultural Communication for English as a 2nd Language	1		1
高度基礎科目	機能性分子化学特論		2	1・2
	エネルギー変換特論		2	1・2
	先端デバイス特論		2	1・2
	ナノテクノロジー特論		2	1・2
	マクロテクノロジー特論		2	1・2
	エネルギーシステム制御特論		2	1・2
先端技術科目 I	グリーン化学先端技術特論		2	1・2
	グリーン環境先端技術特論		2	1・2
	グリーンエネルギー先端技術特論		2	1・2
	グリーン電磁システム先端技術特論		2	1・2
	グリーン力学先端技術特論		2	1・2

	グリーン社会基盤先端技術特論		2	1・2
研究者養成科目Ⅰ	リサーチプロポーザル	1		1・2
総合演習	グリーンシステム科学総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2
アントレプレナーシップ	イノベーション論		1	3・4・5
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	3・4・5
	組織マネジメント実践		1	3・4・5
	セルフマネジメント実践		1	3・4・5
国際実践科目Ⅱ	国際科学英語コミュニケーション		1	3・4・5
	国際科学英語論文ライティング		1	3・4・5
	国際英語プレゼンテーション		1	3・4・5
先端技術科目Ⅱ	分野特化先端技術特論	2		3・4・5
	分野特化先端技術演習	2		3・4・5
研究者養成科目Ⅱ	研究者養成特別演習	2		3・4・5
学外研究・実習	学外研究		1	3・4・5
	学外特別研究		1	3・4・5
特別講義	グリーンシステム科学特別講義	2		3・4・5
特別演習	グリーンシステム科学特別演習	1		3・4・5

別表第4（第7条関係）

1 博士前期課程の履修方法

(1) 共生システム科学コース（水産生物資源分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	1 6 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・P B L 演習			
	分野専門科目			指導教員が認めた場合に限り， 他コース及び他分野の分野専門 科目又は高度専門科目で修得し た単位は， 4 単位を限度として 分野専門科目又は高度専門科目 の修得単位数に算入することが
	高度専門科目			

			できる。
合計		30 単位以上	

(2) 共生システム科学コース（化学・物質科学分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	共通科目の研究倫理（1 単位）は必修とする。
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・P B L 演習			
	分野専門科目		1 4 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、8 単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
	高度専門科目			
合計			3 0 単位以上	

(3) 共生システム科学コース（環境レジリエンス分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	1 6 単位以上	共修科目群及びインターンシ ップ・P B L 演習から 2 単位以上 を修得すること。
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・P B L 演習			分野専門科目及び高度専門科目 から 1 2 単位以上を修得するこ と。 指導教員が認めた場合に限り、 他コース及び他分野の分野専門 科目又は高度専門科目で修得し た単位は、8 単位を限度として 分野専門科目又は高度専門科目 の修得単位数に算入することが
	分野専門科目			
選択科目	高度専門科目			

			できる。
合計		30 単位以上	

(4) 共生システム科学コース（スマートシティデザイン分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目		14 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、 他コース及び他分野の分野専門 科目又は高度専門科目で修得し た単位は、8 単位を限度として 分野専門科目又は高度専門科目 の修得単位数に算入することが できる。
	高度専門科目			
合計			30 単位以上	

(5) 共生システム科学コース（電気・機械システム分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目		14 単位以上	分野専門科目から 4 単位以上を修得すること。 高度専門科目について、6 単位以上を電気・機械システム分野から修得すること。
	高度専門科目			

			指導教員が認めた場合に限り、 他コース及び他分野の分野専門 科目又は高度専門科目で修得し た単位は、4 単位までを限度と して分野専門科目又は高度専門 科目の修得単位数に算入するこ とができる。
合計		30 単位以上	

(6) 共生システム科学コース（情報データ科学分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	1 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習		15 単位以上	
	分野専門科目			指導教員が認めた場合に限り、 他コース及び他分野の分野専門 科目及び高度専門科目で修得し た単位は、15 単位を限度とし て分野専門科目又は高度専門科 目の修得単位数に算入すること ができる。
	高度専門科目			
合計			30 単位以上	

(7) 海洋未来科学コース

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目		1 4 単位以上	指導教員が認めた場合に限り， 他コースの分野専門科目又は高 度専門科目で修得した単位は，
	高度専門科目			

			12単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		30単位以上	

(8) 水環境科学コース

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	共修科目群	分野提供共修科目	4 単位	
	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	1 2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・P B L 演習			
	分野専門科目			指導教員が認めた場合に限り， 他コースの分野専門科目又は高 度専門科目で修得した単位は， 6 単位を限度として分野専門科 目又は高度専門科目の修得単位 数に算入することができる。
	高度専門科目			
合計			3 0 単位以上	

2 博士後期課程の履修方法

(1) 共生システム科学コース（環境海洋資源学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	1 0 単位以上	
	国際実践科目		
	最先端専門科目		指導教員が認めた場合に限り，他 コース及び他分野の最先端専門 科目で修得した単位は，2 単位を 限度として最先端専門科目の修 得単位数に算入することができる。
合計		1 5 単位以上	

(2) 共生システム科学コース（化学・物質科学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	1 単位以上	
	国際実践科目	1 単位以上	
	最先端専門科目	8 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の最先端専門科目で修得した単位は、4 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		1 5 単位以上	

(3) 共生システム科学コース（工学・情報データ科学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	1 単位以上	
	国際実践科目	1 単位以上	
	最先端専門科目	8 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の最先端専門科目で修得した単位は、4 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		1 5 単位以上	

(4) 海洋未来科学コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	海洋環境資源学学外実習（乗船実習）又は特別学外研究（インターンシップ）のいずれかを選択し、修得すること。
	特別講義	2 単位	

	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	10 単位以上	
	国際実践科目		
	最先端専門科目		指導教員が認めた場合に限り、他コースの最先端専門科目で修得した単位は、8 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		15 単位以上	

(5) 水環境科学コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	10 単位以上	
	国際実践科目		
	最先端専門科目		指導教員が認めた場合に限り、他コースの最先端専門科目で修得した単位は、2 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		15 単位以上	

3 博士課程（5 年一貫制）の履修方法

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	必修科目群	共通科目	1 単位	
	国際実践科目Ⅰ		1 単位	
	研究者養成科目Ⅰ		1 単位	
	総合演習		2 単位	
	特別研究Ⅰ		6 単位	
	特別研究Ⅱ		6 単位	
	先端技術科目Ⅱ		4 単位	
	研究者養成科目Ⅱ		2 単位	
	特別講義		2 単位	
	特別演習		1 単位	

選択科目	共 修 科 目 群	共通科目	1 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・P B L 演習		1 2 単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他 コースの分野専門科目又は高度 専門科目で修得した単位は，8 単 位を限度として分野専門科目又 は高度専門科目の修得単位数に 算入することができる。
	高度基礎科目			
	先端技術科目Ⅰ			
	国際実践科目Ⅱ		1 単位以上	
	アントレプレナーシップ科目		4 単位以上	他コースの最先端専門科目から 3 単位以上を修得すること。 他コースの最先端専門科目で修 得した単位は，1 5 単位を限度と して先端技術科目Ⅱの修得単位 数に算入することができる。
	先端技術科目Ⅱ			
	学外研究・実習		1 単位以上	
合計		4 5 単位以上		

別表第 5（第 3 0 条関係）

教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許の種類（免許教科）	
総合生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産

○長崎大学大学院学則

平成16年4月1日

学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科及び学環は、研究科若しくは専攻又は学環ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程又は学環規程に定め、公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)

第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年 の課程	博士課程
		後期3年 の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年 の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年 の課程	
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年 の課程	博士課程
		後期3年 の課程	
		博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	

	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期３年の課程	
プラネタリーヘルス学環	—	後期３年の課程	博士課程

- 2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。
- 3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第２６条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第７条の５に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第７条の５に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。

- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。
- 6 プラネタリーヘルス学環は、第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科、医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下、実施する博士後期課程とする。
- 7 研究科及び学環の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年（同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年）とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 5 多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻

及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

7 プラネタリーヘルス学環博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第5条の2 第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程(博士前期課程を含む。)については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程を修了した者が博士課程に入学し、修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科を除く。)及び学環は、当該研究科及び専攻並びに学環の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科及び学環は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわた

りグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

- 2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系 専攻

- 3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

- 2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

- 2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第7条の6 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本学大学院に置かれる2以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該2以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織を置くことができる。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）及び学環における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

- 2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。
- 3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。
- 4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

- 2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科及び学環における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法については、各研究科及び学環において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科又は学環が教育上有益と認めるときは、研究科規程又は学環規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を

行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科及び学環は、当該研究科及び学環の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科若しくは専攻又は学環における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、他の研究科若しくは専攻又は学環の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科及び学環の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科及び学環と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科又は学環の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科又は学環において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法

律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

（特別の課程の履修等）

第15条の3 学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修について、教育上有益であると認めるときは、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位（教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条の4 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- (3) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）の履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項

の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
 - 4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
 - 5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
- 第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、総合生産科学研究科総合生産工学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者

(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程

の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の

2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長（医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長）が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科の教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。
- （博士後期課程の入学資格）
- 第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科及び学環において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの（博士課程の入学資格）

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学，歯学，修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者

と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

- 3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科及び学環の教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科若しくは学環に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

- 2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長が決定する。

- 3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長、研究科長又は学環長の紹介状を添えて、志願する研究科長又は学環長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長又は学環長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科又は学環に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学及び復学)

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、総合生産科学研究科総合生産科学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程及び学環規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は，返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を，第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し，授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が，後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が，在学期間途中で退学し，授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予，授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学，退学，転学等に係る授業料については，本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は，別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は，別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
- 3 本学大学院の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

（除籍、表彰及び懲戒）

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料）

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（協議等）

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

（補則）

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科又は学環に関し必要な事項は、研究科長又は学環長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科又は学環」、「学部長」を「研究科長又は学環長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和6年3月22日学則第2号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1 総合生産科学研究科の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

(1) 令和6年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	315	60	60		
	小計	315	315	60	60		

(2) 令和7年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	120		
	小計	315	630	60	120		

(3) 令和8年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科	総合生産科学	315	630	60	180		

学研究科	専攻						
	小計	3 1 5	6 3 0	6 0	1 8 0		

(4) 令和9年度

研究科・学 環	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員
総合生産科 学研究科	総合生産科学 専攻	3 1 5	6 3 0	6 0	1 8 5		
	小計	3 1 5	6 3 0	6 0	1 8 5		

3 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学 環	専攻	課程	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
工学研究科	総合工学専攻	博士前期 課程	2 2 0	0	0	0
	生産システム工 学専攻	博士後期 課程	3 0	1 5	0	0
	グリーンシステ ム創成科学専攻	博士課程	2 0	1 5	1 0	5
水産・環境 科学研究科	水産学専攻	博士前期 課程	3 5	0	0	0
	環境科学専攻	博士前期 課程	2 5	0	0	0
	環境海洋資源学 専攻	博士後期 課程	2 4	1 2	0	0

5 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度については、次のとおりとする。

	令和6年度	令和7年度
--	-------	-------

	修士課程及び 博士前期課程	博士課程及び 博士後期課程	修士課程及び 博士前期課程	博士課程及び 博士後期課程
合計	8 5 9	6 1 7	8 9 4	6 4 0

別表第 1

研究科・学 環	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容 定員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	1 0	2 0	3	9		
	小計	1 0	2 0	3	9		
教育学研究 科	教職実践専攻					2 8	5 6
	小計					2 8	5 6
経済学研究 科	経済経営政策 専攻	1 5	3 0				
	経営意思決定 専攻			3	9		
	小計	1 5	3 0	3	9		
総合生産科 学研究科	総合生産科学 専攻	3 1 5	6 3 0	6 0	1 9 0		
	小計	3 1 5	6 3 0	6 0	1 9 0		
医歯薬学総 合研究科	保健学専攻	3 0	6 0				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	1 0	2 0				

	医療科学専攻			6 0	2 4 0		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			2 0	8 0		
	放射線医療科 学専攻			5	2 0		
	先進予防医学 共同専攻			1 0	4 0		
	生命薬科学専 攻	3 6	7 2	1 0	3 0		
	小計	7 6	1 5 2	1 0 5	4 1 0		
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘ ルス専攻	3 7	6 2	1 0 (5)	3 0 (15)		
	長崎大学ーロ ンドン大学衛 生・熱帯医学大 学院国際連携 グローバルヘ ルス専攻			5	1 5		
	小計	3 7	6 2	1 5 (5)	4 5 (15)		
プラネタリ ーヘルス学 環	—			5	1 5		
	小計			5	1 5		
合計		4 5 3	8 9 4	1 8 6 (5)	6 6 3 (15)	2 8	5 6

備考

- 1 ()内の人数は、第3条第6項に規定する関係協力研究科から、プラネタリーヘルス学環に活用する入学定員及び収容定員とし、内数とする。
- 2 収容定員の合計は、令和10年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻 （博士前期課程）	高等学校教諭専修 免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

○長崎大学学位規則

平成16年4月1日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

- 2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文(研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。
- 4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は、審査のため必要があるときは、論文(大学院修士課程又は博士前期課程にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は、返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は、返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科及び学環において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科又は学環の教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科及び学環の教授会は、構成員のうちから論文の審査委員(以下「審査委員」という。)を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

- 2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、2

人を限度として当該研究科又は学環の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。
- 5 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 6 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科又は学環の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の教員は、原則として前条第2項の審査委員には加わらないものとし、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）から審査委員を選出する。ただし、連携外国大学院が認める場合は、当該専攻の研究指導教員の資格を有する本学の者を審査委員とすることができる。

- (1) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
 - (2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等
- 2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。
- (1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員
 - (2) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
 - (3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

- 2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科又は学環の教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科又は学環の教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科及び学環の教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）における協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経ていなければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連携外国大学院との協議の場」という。）における審議を経ていなければならない。

（審査結果の報告）

第13条 研究科長及び学環長は、研究科又は学環の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士論文研究基礎力審査）

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）

を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科の教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

- 2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科の教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。
- 4 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

- 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科の教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科の教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士論文研究基礎力審査結果の報告）

第13条の5 研究科長は、研究科の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（課程修了の可否及び論文審査の可否）

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科又は学環の教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長又は学環長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあつては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあつては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があつたとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科又は学環の教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、

出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経なければならない。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長若しくは学環長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則 (令和6年3月22日規則第8号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科に係る学位の授与は、当該研究科が存続する間は、なお従前の例による。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）

薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科・学環

研究科・学環	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（情報データ科学），修士（工学），修士（水産学），修士（環境科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（情報データ科学），博士（工学），博士（水産学），博士（環境科学）
		博士課程	博士（情報データ科学），博士（工

			学), 博士 (水産学), 博士 (環境科学)
医歯薬学 総合研究 科	保健学専攻	修士課程	修士 (看護学), 修士 (理学療法学), 修士 (作業療法学)
	災害・被ばく医療科学共同専攻		修士 (医科学), 修士 (看護学)
	医療科学専攻	博士課程	博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	新興感染症病態制御 学系専攻		博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	放射線医療科学専攻		博士 (学術), 博士 (医学), 博士 (歯学), 博士 (薬学)
	先進予防医学共同専攻		博士 (医学)
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士 (薬科学)
		博士後期課程	博士 (学術), 博士 (薬科学)
熱帯医 学・グロ ーバルヘ ルス研究 科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士 (熱帯医学), 修士 (公衆衛生学), 修士 (医科学)
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士 (グローバルヘルス)
	長崎大学—ロンドン 大学衛生・熱帯医学 大学院国際連携グロ ーバルヘルス専攻		
プラネタ リーヘル	—	博士後期課程	博士 (公衆衛生学)

ス学環			
-----	--	--	--

別記様式

別記様式
ア 第3条該当者

Nagasaki University

This is to certify that

《Full name》

has completed the prescribed requirements for

the course of study

at the Faculty/School of ○○○○

in attestation of the above

the Bachelor of ○○○○

is hereby conferred

Signature
《Name》
Dean
Faculty/School of ○○○○
Nagasaki University

Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX
Serial Number: XXXX
Date of Issue: XX XXX XXXX

大学印

Signature
《Name》
President
Nagasaki University

○第 号

卒業証書・学位記

氏 名

年 月 日生

本学○○学部所定の課程を修めたことを認める

長崎大学○○学部長 (氏 名) 印

本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士(○○)の学位を授与する

令和 年 月 日

長崎大学長 (氏 名) 印

注1 様式中の英文表記の学士の欄「the Bachelor of ○○○○」については、医学部医学科及び歯学部は「the Doctor of ○○○○」と表記する。

2 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

イ 第4条該当者（共同専攻修了者を除く。）

Nagasaki University

on recommendation of the Graduate School of ○○○○

has conferred the degree of

Master of ○○○○

upon

《Full name》

for having successfully completed

all program requirements

in the field of

《Department》

Signature
《Name》
President
Nagasaki University

Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX
Serial Number: XXXX
Date of Issue: XX XXX XXXX

修(○)第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の 修 士 課 程
博士前期課程 を修了したので修
士(○○)の学位を授与する

令和 年 月 日

長崎大学 印

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ウ 第4条該当者（共同専攻修了者に限る。）

Nagasaki University	共修(○)第	号
on recommendation of	学	位
the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University	記	
the Graduate School of △△△△ △△ University		
have conferred the degree of	氏	名
Master of ○○○○	年	月
upon		日生
《Full name》		
	長崎大学大学院○○研究科及び△△大学大学院△△研究科の◎◎専攻の	
for having successfully completed	修士課程を修了したので修士(□□)の学位を授与する	
all program requirements		
in the field of		
《Department》	令和	年
	月	日
Signature _____	長崎大学	印
《Name》		
President		
Nagasaki University		
△△ University	△△大学	印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

エ 第4条第2項該当者

Nagasaki University	修(○)第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学	位
has conferred the degree of	記	
Master of ○○○○		
upon	氏	名
《Full name》	年	月
		日生
for having successfully completed		
all program requirements	本学大学院○○研究科○○専攻において修士課程の修了要件を満たした	
in the field of	ので修士(○○)の学位を授与する	
《Department》	令和	年
	月	日
Signature _____	長崎大学	印
《Name》		
President		
Nagasaki University		
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

オ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーディングプログラム修了者、卓越大学院プログラム修了者及び共同専攻修了者を除く。）

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学	位
has conferred the degree of	記	
Doctor of ○○○○		
in	氏	名
《Department》	年	月
upon		日生
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense	本学大学院○○研究科○○専攻の	博 士 課 程 において所定 博士後期課程
	の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
Signature _____		
《Name》		
President		
Nagasaki University	令和	年
	月	日
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX	長崎大学	印
Date of Issue: XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

カ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーディングプログラム修了者に限る。）

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○	学	位
has conferred the degree of	記	
Doctor of ○○○○		
in	氏	名
《Department》	年	月
upon		日生
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense	本学大学院○○研究科○○専攻の	博 士 課 程 において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する
and in addition recognizes the completion of □□□□□	本学□□□□□プログラムを修了したことを証する	
Signature _____	令和	年
《Name》	月	日
President		
Nagasaki University	長崎大学	印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
3 □□□□□には、博士課程教育リーディングプログラムにおける学位プログラムの名称を記入する。

キ 第5条第1項該当者(卓越大学院プログラム修了者(長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻修了者を除く。)に限る。)

Nagasaki University	博(○)甲第	号
on recommendation of the Graduate School of ○○○○		
has conferred the degree of	学	位
Doctor of ○○○○	記	
in	氏	名
《Department》	年	月
upon		日生
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of WISE Program “□□□□□”	本学大学院○○研究科○○専攻の 博士後期課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 本学卓越大学院プログラム「□□□□□」を修了したことを証する	
Signature _____	令和	年
《Name》		月
President		日
Nagasaki University	長崎大学	印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
3 □□□□□には、学位プログラムの名称を記入する。

ク 第5条第1項該当者(共同専攻修了者に限る。)

Nagasaki University	共博(○)甲第	号
on recommendation of		
the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University	学	位
the Graduate School of △△△△ △△ University	記	
the Graduate School of □□□□ □□ University		
have conferred the degree of	氏	名
Doctor of ○○○○	年	月
in		日生
《Department》		
upon		
《Full name》		
for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense	長崎大学大学院○○研究科、△△大学大学院△△研究科及び□□大学大学院□□研究科の◎◎専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(◇◇)の学位を授与する	
Signature _____	令和	年
《Name》		月
President		日
Nagasaki University	長崎大学	印
△△ University	△△大学	印
□□ University	□□大学	印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX		
Serial Number: XXXX		
Date of Issue: XX XXX XXXX		

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要ないと認めた場合は、省略することができるものとする。
2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

ケ 第5条第1項該当者（共同専攻修了者かつ卓越大学院プログラム修了者に限る。）

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ Nagasaki University the Graduate School of △△△△ △△ University the Graduate School of □□□□ □□ University have conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of WISE Program “□□□□□”			共博(○)甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生
Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX	Signature _____ 《Name》 President △△ University Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX	Signature _____ 《Name》 President □□ University 令和 年 月 日 長崎大学 △△大学 □□大学 印 印 印	

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
 3 □□□□□には、学位プログラムの名称を記入する。

コ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーディングプログラムかつ卓越大学院プログラム修了者に限る。）

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Doctor of ○○○○ in 《Department》 upon 《Full name》 for having completed a research project executed under proper instruction and having had a dissertation accepted after appropriate assessment and successful defense and in addition recognizes the completion of □□□□□ and WISE Program “★★★★★”			博(○)甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 本学□□□□□プログラムを修了したことを証する 本学卓越大学院プログラム「★★★★★」を修了したことを証する 令和 年 月 日 長崎大学 印			
Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX			

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。
 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。
 3 □□□□□には、博士課程教育リーディングプログラムにおける学位プログラムの名称を記入する。
 4 ★★★★★には、卓越大学院プログラムにおける学位プログラムの名称を記入する。

サ 第5条第1項該当者（長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻修了者に限る。）

UNIVERSITY OF LONDON	NAGASAKI UNIVERSITY
《Full name》	
having completed the approved course of study and passed the examinations has this day been admitted jointly by London School of Hygiene and Tropical Medicine and Nagasaki University to the Degree of	
DOCTOR OF PHILOSOPHY	
Signature _____ Director, London School of Hygiene and Tropical Medicine	Signature _____ President Nagasaki University
Signature _____ Vice-Chancellor University of London	
Date of Issue _____	

シ 第5条第2項該当者

Nagasaki University	博(○)乙第 号
The trustees of the University on the recommendation of the Graduate School of ○○○○ and by virtue of the authority vested in them have conferred on	学 位 記
《Full name》	氏 名
who has submitted a dissertation and passed the examinations required for the degree of	年 月 日生
Doctor of ○○○○	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○)の学位を授与する
with all the rights, privileges and honors pertaining thereto	
Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University	令和 年 月 日 長崎大学 印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XX XXX XXXX	

注 学位番号には、当該論文の審査を行った研究科の首字を付するものとする。

ス 第5条の2該当者

Nagasaki University	修(専)第 号
on recommendation of the Graduate School of Education	学 位 記
has conferred the degree of	氏 名
Master of Education(professional)	年 月 日生
in	
Teacher Training and Practice	本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので
upon	教職修士(専門職)の学位を授与する
《Full name》	
for having successfully completed	
the professional degree program	
Signature	
《Name》	令和 年 月 日
President	
Nagasaki University	長崎大学 印
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX	
Serial Number: M.ed.X	
Date of Issue: XX XXX XXXX	